

井上円了研究序説

——妖怪博士の奇想——

連載第三回

井上円了の観光立国論

中島 敬介

——明治21年の国際リゾート開発構想——

1. 円了の愛心——宗教から観光へ

国内にゴージャスなホテルを建て、外国人観光客を日本に呼び込む。

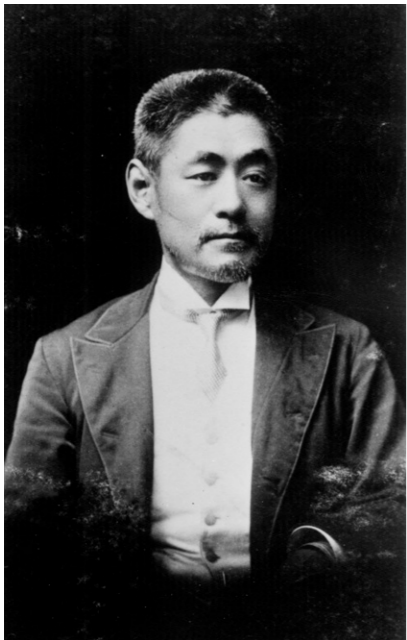
(日本国内に壮大安逸の旅館を設立して外人の来遊を引く是なり)

これぞ「坐ながら国を富ますの秘法」と胸を張ったのは、明治21年の井上円了(1858—1919、以下「円了」とも略す)である。この自信をそのままタイトルにした評論が、明治21年11月から翌年1月にかけて、政教社の機関誌『日本人』を飾った。

政教社の「名付け親」とされる円了は、この年4月の同誌創刊号以来「日本宗教論」を連載していた。その「緒論」の冒頭には、「両三年以来不幸にして病気に罹り一旦読書著作を廃」するまでに体調を崩していたが、政教社「創業の一人」として「脳海の全力を竭して飽くまで『日本人』

日本(人)論であった。

ところが、かんじんの仏教改良の具体方策も示されないまま、「日本宗教論」は連載途上、突如として中絶した。円了の体調悪化のせいではない。本も読めないほど衰弱していたはずの円了は、同年6月、1年余にわたる外遊——欧米各国「政教」視察——を執行し、その旅先から「坐ながら国を富ますの秘法」(以下「坐ながら富国論」とも略す)と題する草稿を送りつけてきたのである。そこには、日本が「富国」を目指すなら、強兵・殖産興業・貿易・植民の政策を放棄し、安価で平易な「国際観光」を国策として採用すべしと主張されていた。明治21年末、この新たな——奇妙な——論考が、創刊号以来の「日本宗教論」に代わって『日本人』に掲載された。「日本宗教論」で声高に異教の浸入阻止を叫んだ舌は裏返り、「外客の来遊」こそ富国の基と断言されて、日本人にとって独立不羈の精神とされた仏教は、外国人への便宜供与に追い出されてしまったのである。



井上円了 明治36～38年45～47歳
哲学館大学長京北中学長
提供：東洋大学井上円了哲学センター

発行の旨趣を称揚」し、国民の「悉く同意同賛の意を表せしめん」との執筆意図が記されていた。

この不惜身命の覚悟と決意で選ばれたテーマが宗教、とりわけ仏教の改良だった。円了にとって仏教とは、「日本人たる精神思想を存し日本人の日本人たる習慣遺伝を保たしむる」もので、「仏教を護持拡張するは即ち日本人をして日本人たらしめ日本人をして独立対抗せしめる要法」でもあった。「日本宗教論」で円了は「日本人」を連呼し、明治20年前後の国情を憂えた。日本全体の性急で手放しの「西洋化」を嘆き、「日本人をして其形を西洋にし其色を西洋にし其耳目を西洋にし其脳髓を西洋にし其風俗宗教言語文章坐作進退に至るまで悉く之をして西洋ならしめば」と、今度は「西洋」を連打して「其人已に日本人にあらず其国已に日本国にあらざるへし」と痛罵したのであった。その後、当時仏教界(僧侶)の墮落を批判し、本論の「僧侶活用仏教改良の方案」に向かうのだが、「日本宗教論」の本旨は、一宗教上の問題ではなく、宗教(仏教とキリスト教徒の対比)を通して、「日本人の日本人たる所以」を論じる、円了渾身の

「坐ながら富国論」は、そのユニークなタイトルや今日の観光立国政策を先取りしたかのような「先進性」に目を奪われがちだが、注目すべきは、執筆・掲載のタイミングとメディアである。具体的には、①折から「条約改正」を巡って世論が沸騰していた明治21年という時期に、②敢えて当時の条約改正に批判の論陣を張っていた政教社の機関誌『日本人』に、③事もあろうに来遊外国人への「接待」を推奨する評論を、④畢生の日本(人)論である「宗教論」と引き換えるかたちで掲載させた、その4点の理由である。

円了は世に流行する富国策、すなわち「第一、強兵説 第二、製産説 第三、通商説 第四、出稼説」を片っ端から否定し、更地となったところに「世間未だ其の説を主唱するものあるを見」ないと称する「坐ながら富国論」を構築していくのだが、果たして明治20年あたり、国際観光は国策としてどれほどの実現可能性を有していただろうか。

ともあれ、まずは円了が語る「坐ながら富国論」の骨子に、じっくり耳を傾けることにしよう。

2. 「坐ながら富国論」の骨子

(1) 基本コンセプト

日本にとって急務の課題は「富国」である。これに異を唱える者はいない。しかし、その「方」策」となると意見が分かれ、大別すると「原因論」と「方法論」に分けることができる。

原因論は、日本の「富まざる」理由を「奮発勉勵する気力」及び「協同團結するの精神」の欠如と見て、その気力と精神二者の「発育」すなわち

「教育と経験の二者」を主張する。しかしそのような「教育上人民を薫陶して此気力精神を發育せしむる」方法は、「歳月」と「費用」がかかる。先に「財を養ふの方」すなわち「富国」が達成されていなければ実現できない。したがって、この原因論は順逆と言えらる。

後者の立場からは、「強兵説」・「製産説」・「通商説」・「出稼説」の4説が主張されるが、共通の難点がある。

第1に「過分の時日を要すること」。すなわち「即時に実行」できない。第2に「過分の資金を要すること」。すなわち「富国」が先決である。第3に「日本今日の「……」進歩「……」勢力」は、「之れを実行するの地位に達」していないこと。そして、第4に「日本今日の人其策を実行するに適せざること」。すなわち日本人の「教育「……」習慣「……」才力「……」精神」のいずれもが、これを実行できる段階に達しておらず、無理に実行しても、満足な成果は得られない。

富国策を考えるにあたって留意すべきは、次の4項目である。第1、最少の時間で所期の目的が達成できること。第2、最少の資金で多大の利益が獲得できること。第3、今日の日本において、簡単に実行できること。第4、今日の日本人が、即時に実行できること。

さて、ここに示す「国を富ますの秘法」はこれら諸点をクリアするものだが、その披瀝の前に、前提として付言しておくことがある。まず、「日本を富まして西洋各国に競争対立するは難中の難事」であり、したがって「如何なる名策良案」であつても「多少の困難」があるのは止むを得ないと了解すべきであること。第2に、富国策の選定にあつては「最も平易即時に実行すべきもの」を優先すべき、ということである。

結論を先取りすれば、我が「坐ながら国を富ますの秘法」は、その

- ・ 日本的な趣味や風味が国際的に普及すること。
- ・ 日本的な装飾や遊興が外国人に好まれるようになること。

② 間接利益の中の間接的な利益

- ・ 日本（人）の産業が興隆すること。
- ・ 社会改善の一助となること。
- ・ 外交上に有利な影響をもたらすこと。

このような効果がなげもたらされるかという点、そもそも①「避暑養病に漫遊する旅客」は富裕層で、②「一ヶ月若くは四五ヶ月の長き時日」に滞在し、③「愉快の旅行」に「余分の金」を使い、「奇を好むの情」があるからだ。「毎年五千人の旅客来りて各五百円づつを費すときは我が邦に得る所の金二百五十万円」となり、これを年平均額とすると、第1の直接利益は今後「僅々五六年の後は数百万乃至千万の金」が見込まれる。

この直接利益だけでも十分「国を富ます」に足る金額だが、さらに莫大なのは第2の間接利益である。これらを金額換算すると、年間総額で数千万円は下らない。

以上の如く、この秘法は実行容易でかつ大きな利益を生み出すものである。これこそ、すべての日本国民にこの秘法を推奨する理由である。

(4) 実行上の留意点

だが、この方法を実行するにあたっては、いくつか留意すべき事項もある。

第1に、建設するホテル（「旅館」）は、欧米各地のものと遜色のない

「最も平易にして即時に実行」可能な比較優位の富国策、すなわち「日本国内に壮大安逸の旅館を設立して外人の来遊を引く是なり」。

(2) 実施プラン

この秘法は、次の2つのことを行うだけだ。

第1条 日本国内の名所及び都会の各所に、「壮大の旅館」を建てること。

第2条 旅行ガイドブック（案内書及び地図）を作成し、海外の主要港や都市に配置すること。

つまり「外国人の来遊を待つ」の策である。まったく安上がりで、簡単に実行できる。まさしく秘法ではないか。

(3) 事業効果

しかも、効果靚面だ。「旅客より得る所の金」は直接利益と間接利益に大別され、「二国歳入の一部分となり国を富すの利益」が期待できるのである。

この秘法の実施による利益は、次のように整理できる。

- 第1 直接利益として、外国人旅行者の国内消費額。
- 第2 間接利益は、次の2種類に分けられる。

① 間接利益の中の直接的な利益

- ・ 日本の物産が土産品として諸外国に持ち帰られること。
- ・ 日本産品の有用さが国外に周知されること。

ように、可能な限り大規模かつ使い勝手の良い施設にすること。何よりも外国人旅客の意に沿い、「安逸快楽」を与えるように心がけなければならない。

第2に、国内（内地）旅行のための交通の便をよくし、ガイド（案内者）を設置して全く日本語のわからぬ外国人であつても、不便を感じさせないように心がけなければならない。

第3に、各地で建設する旅館は互いに連携し、規則を統一して丁寧かつ親切に旅客に応接しなければならない。

第4に、ガイドブック（案内道中記）、可能な限り広く世界各地に配布すること。欧米各地の汽船・汽車の停留所、ホテルにも数部ずつ配布することが望ましい。

(5) 事業主体

この秘法の実施に当たっては、「一大会社」の設立が求められる。現状においても箱根、熱海、伊香保等に洋風ホテルがあるが、西洋人には全く適していない。しかも日本人の悪弊として「過分の金」を旅客に請求して外国人の信用をなくし、さらには薄情で不親切な振る舞いも横行している。これは西洋の事情を知らず、かつ長期的視野を欠いた者がホテルを経営しているせいだ。次の手順でこの秘法を実施すれば、欧米に比肩し得るホテル展開が可能である。

まず、西洋の事情に通じ、財産を有する者から有志を募り、その有志の者の共同出資により「一大会社」を設立する。そして当該会社が各地に「壮大」なホテルを建設し、外国人旅客の信用を失わないよう、各ホテルの利用規則を共通化するのである。

(6) 市場規模

他国の状況を眺めると、米国から欧州に向かう客船は「毎日少くも一二艘」あり、夏期の「多きときは千人」を超える。「上等船客四百余名其十分の九亜米利加人の仏蘭西、瑞西の間に遊ぶものなりと云ふ」から、「亜米利加人の毎年仏国に遊ぶもの万」に及ぶのである。これによって「友人曰く仏国の富をなす所以年々外国人の其地に来りて金を散する」より生じ、「余が聞く所によるに仏国の富は輸出物産より得るにあらすして外人の来遊せる者より得ると云」う。これからしても、「外人の来遊より得る所の金は極めて大」なることがわかるはずだ。

「此の事を聞」けば、「日本国の富を謀らんと欲せば外国人の来遊を待つ」の策」が最善であることは明らかである。

(7) 誘客要素

さて、何より日本は秘法たる「此事業を執行するに」適している国なのだ。「第一に気候温和にして「…」第二に土地、風景に富み「…」第三に陸に天然の温泉あり海に天然の浴湯あること第四に日本は旧国なるを以て歴史上の旧跡甚た多きこと第五に古刹旧社其他古代の美術奇観今尚ほ存」しており、「欧米各国人の来遊場となすは決して難きこと」ではない。

したがって、わが国の誘客要素については、さらに次のような配慮が必要である。

第1に「山川の風景」を保存すること。第2に「旧地古跡社寺等」を保存すること。第3に「絵画彫刻古器物」を保存すること。第4に「美術」を奨励すること。第5に「鉄路」の敷設にあたっては風景の良い場所を

(9) 結語

西洋に旅行して驚くのは、ホテルが旅客の便宜を重視し、その「安逸快樂」に細心の注意を払い、旅客の関心を惹くガイドブックが作られていることだ。日本で「一大会社」を興し、この秘法を執行するならば、欧米並みのホテル展開は極めて容易であろう。

もちろん、事業には多少の困難がつきものだが、他の富国策すなわち「我人民に西洋同様の産業を与へて俄かに西洋同様の」産業立国を目指すことなどに比べれば、はるかに「平易」に実行できる。しかも、それによって得られる利益は毎年数千万を下らないのである。これこそ、この秘法を執行することが「今日今時の急務」とする理由である。

ただ、誤解してはならない。この秘法さえ実行すれば「兵備も拡張する」ことも、「製産を奨励する」ことも「通商を盛んにする」ことも、全て必要ないと言っているのではない。それらは難事業であるから簡単には手を付けられない。一方「余か国を富ますの秘法」は、今すぐにも着手可能な方法であるから、まずこの方法から始めるべきであると主張しているのである。

この方法によって利益を得れば、兵備の拡張や機器の購入、あるいは工場の設立に投資できる。まさしく「坐ながら国を富ます秘法」ではないか。これはアメリカからイギリスに渡る、大西洋上で「想出せし新案」で、その腹案のまま述べている。

ぜひとも「愛国者の批評を乞はんとす。」

選ぶこと。そして第6として「公園遊場博物館等」を改修し、規模を「盛大」にすること。

(8) 訴求対象

誰もが抱く疑問は、「日本に旅館を設けて年々幾多の来遊人を得」られるかどうかだろう。確かに未だ「日本に来遊する者」は少ない。だが、その理由は「日本の事情を知ら」ず、また「旅館食用の其宜きを得」ないからだと聞いている。

たとえば「香港上海印度新嘉坡等の諸方にある人民」は、「暑を日本に避くる者年一年より増加すと云ふ」から、「此人民のみにても毎年二三千人乃至一万人位の人」は誘引できるはずだ。「適宜の旅館を設け細密の道中記を作りて、広く亜米利加及び濠州の人民に日本の事情を知らしむるときは、毎年数十万の人を日本に致すこと」は可能であり、さらには「我邦に適値の旅館を得るときは「…」欧州各国の人をも此に来遊するに至る」だろう。

なぜなら「日本は衛生上學術上及び歡樂上の便を有」し、また「物価一般に安」く、何より「外国人は至て旅行を好むの風習」あるから、日本は「世界周遊者の「…」休息地」として最適の土地なのである。

誘客対象はこうだ。まず「第一に熱帯地方の西洋人「…」、第二に亜米利加及濠州人、第三に欧州各国人を引く」手順を進める。確かに「俄かに旅館を建つるも仏蘭西の如き好結果を得ること」はできないかもしれないが、「我邦相応の利益」は充分に見込めるはずだ。「諸状況によりて考ふるに、我か日本に適便の旅館を建設すれば毎年五千人乃至一万人の外国人に入る」ことは、決して難しいことではないのである。

3. 「坐ながら富国論」に立ちほだかる壁

海外にいた円了は、自ら描いた「坐ながら富国論」を自賛し、最後に「愛国者の批評を乞」うと自信を漲らせるのだが、批評を乞われた——政教社の同人をはじめとする——「愛国者」の人たちは、さぞや戸惑ったであろう。明治21年当時、この国は条約改正を巡って、大揺れに揺れていた。とりわけ「内地雑居」の是非は、国論を二分する大問題となっていた。

内地雑居とは、国内における日本人と同様の権利を外国人にも認めることを意味した。権利には居住や営業のほか、自由な内地（国内）旅行も含まれていた。円了が訴求対象とした「愉快の旅行」をする外国人は、原則として「遊歩規程」に縛られ、各開港場の「居留地」から、当時のほぼ日帰り圏と言える10里（約40キロメートル）の外には出られなかった。外国人の宿泊を伴う、とりわけ「愉快の旅行」は、基本的には許されていなかったのである。

遊歩規程も居留地の制度も、粗く言えば「不平等条約」上の領事裁判権と引き替えであった。したがって外国人の内地旅行の実現、言い換えれば、交通の便を良くし、外国人の内地旅行に便宜を与えることで成り立つ「秘法」の実現は、ひとえに条約改正の成否にかかっていたのである。

先の事業効果で触れたように、円了は「五六年の後に、一定の成果を見込んでいた。明治21年から26、7年あたりまでを当面の計画期間と考えたとき、果たして円了の「坐ながら富国論」は、「強兵説」・「製産説」・「通商説」・「出稼説」に優位する国策として機能したであろうか。

4. 「坐ながら富国論」の実現可能性

(1) 空転する「秘法」——明治26、7年の条約改正論争

明治26年2月、内閣総理大臣・伊藤博文は懸案の強兵策・建艦費予算を「詔勅」によって成立させた。その強引な議会対応は反政府勢力の矛先は一斉に〈条約改正〉に向かわせ、第5回帝国議会の一大争点となった。

11月29日の開会早々、衆議院では議長・星亨不信任の緊急動議が可決された。動議提出者の安部井磐根は最も過激な条約反対派で、対外硬派結社「大日本協会」の設立者であった。「議長信任欠乏」の理由を「政商と待合茶屋に密会したるが如き」星亨の不品行としたが、条約改正に邁進する外相・陸奥宗光に近い議長・星の追放が底意にあった。

目論見に成功した安部井は、12月19日「現行条約勵行建議案」を提起する。「現行条約は〔…〕不完全なものに似たれども、左まで国権を害することはなかった、と条約改正反対理由を口にしたとたん、詔勅が下った。安部井を演台上に置き去りにして、衆議院は停会した。

10日後、議会は再開されたが、安部井の建議案説明は陸奥外相によって遮られる。陸奥は開国進取の方針が「維新以来の国是」と断じ、政府の外交政策の成果を誇示し、直近の情勢にも触れ、明治25年に内地を旅行した外国人約9000人の「経済効果」にも言及した。

其筋に巧者なる人より聞くに、其外国人一人前が凡そ五百円ばかりの旅費若くは小遣を使ふ〔…〕四五百万円の金額は我国中〔…〕を知らず識らずの間に富まして居る

しかるに現行条約勵行とは「旧幕時代の外人遮断主義に外なら」

とうな議論だが、一皮剥けば「内地雑居」絶対反対の嫌外・排外論で、安部井らは建議上程と前後し、院外では「外国人が条約違反を敢えてし居る」と喧伝していた。おそらくその結果だろう、英国公使館雇牧師が、日本人に「殴打暴行」される事件が勃発した。

この事件の顛末は、直ちに在邦英国公使館から本国に打電された。電報には「伊藤内閣は衆議院内の是等排外的〔…〕各政党派を制禦し得ない」との情報も付されていた。

英国政府は隠密裏に進めていた日本との条約改正交渉を打ち切り、妥結内容も破棄した。英国の決定が日本に伝えられたのが、明治26年12月28日、陸奥外相が条約改正断行を宣言し、安部井の勵行案を粉砕した、ちょうどその前日であった。

翌年の第6議会冒頭の伊藤の演説も、院内対外硬派への「脅迫」というよりは、英国政府への弁明と、不退転の決意を表明する意味が大きかった。だが政府の押さえ込みによって条約改正への反対論は沈静するどころか、かえって強勢を増し、内閣不信任の上奏案や条約改正方針反対に関する建議案が相次いだ。衆議院は二期連続で解散となる。

これが「坐ながら富国論」で、円了が一定の成算を見込んだ明治26、7年の状況——世情を背景にした衆議院の大勢と政府の対応——であった。先に引用した陸奥の演説中「四五百万円の内額は我国中〔…〕を知らず識らずの間に富まして居る」との発言に、「我日本帝国をば四五百万で売っても宜い」という大臣では「到底此の条約の改正〔は〕覚束ない」と壇上で息巻く議員さえいた。外国人旅客の意に沿い、旅客に「安逸快樂」を与え、「日本国内に壮大安逸の旅館を設立して外人の来遊を引く」政策が、広く世論の支持を得られたとは、とうてい思えない。

では、円了執筆時の明治21年前後なら、外国人の自由な国内旅行が

ず、「維新以来国家の大計国是の基礎たる開国主義に反対するものである」と、陸奥は鉄槌を下し、

本大臣は政府を代表して言ふ、到底彼の条約勵行者〔…〕の議案は、維新以来の国是に反対し、政府は此国是を阻格するものに対しては之れを排斥する

と言ひ捨て、陸奥は詰め寄る議員を無視して退場。ここでようやく、安部井の出番となるが、再び停会の詔勅が下る。さらに翌30日、停会のまま衆議院は解散し、安部井の条約勵行案は廃案となる。同時期に安部井の大日本協会も解散させられ、安部井自身も翌年の総選挙で落選する。

翌明治27年5月16日、第6回帝国議会衆議院の冒頭、総理大臣・伊藤博文は「前期衆議院解散の止むことを得ざるに至つたのも〔…〕此勵行法案」のせいである。可決されれば「其余響の及ぶ所容易ならぬ」からだと明かした。条約改正は政府の最重要課題であり「此事を成し遂げるためには総ての障碍は力を極めて排除する」と宣告し、「再び政府が最終の聖断を仰ぐ事態とならぬよう心得よ、これは「脅迫を致すのではない〔…〕諸君に再考御熟稽」を求めるとのどと恫喝し、如何なる質問にも「私は答えませぬ」と傲然と——そそくさと——議場を去った。議院側は総理が「喧嘩として御取掛りになる」ならばと、翌日内閣弾劾の「上奏案」が提案される。理由の一つは「勵行案を以て攘夷的〔…〕と云ふは誠に人を誣ふるの甚たしき」との内閣の不当な侮辱だった。

ここでいう条約勵行とは——当然ながら——「安政不平等条約」——の容認ではない。「条約の規定以上に種々国権を障害せる権利を外国人に對し讓歩」している「政府の条約違反」に攻撃の矛先が向けられ、条約どおり厳密に居留地規則や遊歩規程等を「勵行」すれば、困窮した外国側から対等条約への「改正」を求めてくる、との主張である。一見まっ

実現する条約改正に、明るい未来が開かれていたのだろうか。

(2) 口にも出せない「富国論」——明治21年前後の対外世論——

井上馨（外務卿・外相）は、明治15年の条約改正予議会、明治19、20年の条約改正会議を経て、懸案の改正実現の直前までこぎ着けながら、改正内容の「漏洩」によって強硬な反対論が勃興すると閣内意見は乱れ、井上自ら提案し、締盟各国も同意した改正案の撤回を余儀なくされ、明治20年9月17日、引責辞任した。

井上の敗因が「極端」な欧化主義であったこと——少なくとも多くの者の目にそう映っていたこと——は明白である。後の政府公式見解は「今にして顧みれば結果は却て日本における国家主義者を刺戟し却て条約改正事業を困難ならしめた形跡は否まれない」と冷静だが、実態は社会騒乱寸前の状況だった。

〔明治〕廿年の春頃には、政府の欧化政略極点に達し、〔…〕朝野志ある者、斯くては我が国粹を失うて、国家の基礎覆へらんと論ずる者続出し、〔…〕農商務大臣谷干城は、〔…〕国粹保存の説を唱へて曰く『〔…〕閣僚諸公は〔…〕唯外人の歡心を求むる〔…〕なり』〔…〕と批判したが、一方「政府は条約改正の一事の為には、何物をも犠牲に供せん有様」で、「国事を挙げて生色の間に溺没するの觀」ある、「恥晒しの舞踏会も、未だ外人の心を収むるに至らずして、却つて国内の志士に憂憤激怒せしめ、欧化政略の弊毒を攻撃し、〔…〕密かに諸大臣を殺戮せんと謀れる変事あり

井上馨を辞任させ条約改正を阻止した反政府勢力は、余勢を駆り「三重大事件の建白」を掲げて内閣打倒に向かった。「明治二十年十二月十五日、

二府十八県の壮九十余名」が集結する不穏な動きが表面化すると、政府は「二十五日の夜」突如として「保安条例」を制定、即日施行した。

この条例は「治安妨害の虞ありと認むる者を皇居の三里以外に退去を命ずる」もので、中江兆民・星亨・尾崎行雄を含め「六百余人」が東京から追放された。さらに政府は「赤坂の仮皇居〔……〕各大臣官邸〔……〕大蔵省〔……〕其他危険と認めらるる所には悉く軍隊を配置」し、「東京其他各地の師団に出師の準備をなさしめ」た。明治20年末の帝都は、さながら「全市の光景戦場の如」きとなった。

翌年2月1日、「井上前外相の熱心な徳憑によつて在野改進黨の首領大隈重信」が外務大臣に就いた。かつて条約廃棄論等の対外強硬説を主唱した大隈は、このときも安部井馨根ばりの「所謂条約勵行主義」を振りかざし、領事裁判権の撤廃と内地開放は一体不可分、最惠国待遇条項の適用は条件付き、さらに今や立憲制下にある帝国として「以前の安政諸条約など、今や日本の一方的意思を以て安政諸条約廃棄するの権限がある」と息巻いた。

大隈の条約改正は、明治21年11月から国別個別交渉で動きだした。米国は「率先殆ど鵜呑み」で大隈案に同意し、他国との交渉についても「対外的には成功を見ること大体疑いなき」と思われた。この楽観を破壊したのは英国だった。個別交渉を拒否し、他の締盟国にも自国への協調を促すと、さらに強烈な一撃を放つ。なんと、明治22年「四月十九日新条約の内容を倫敦英国新聞に発表し」たのである。

記事に表れた大隈案は「先きの井上案と五十歩百歩」で、「天下の有志」は一読するや「我国家を外人に蹂躪せしむる条約」と激怒した。特に「猛烈なる攻撃論文を掲げて、大隈を罵」ったのが「国粹保存主義を唱へて起れる日本新聞」であった。外務省翻訳局の小村寿太郎は、英紙の

「坐ながら富国論」が国策として成立するには、外国人の自由な旅行を許容し、歓迎する世論の形成が必須である。しかし条約改正に関する限り、執筆・掲載時点（明治21年前後）さらには数年後の目標年（明治26年ごろ）でも、その気運が芽ばえるどころか「嫌外・排外」を叫ぶ国（権）論が燃え盛っていた。円了は「坐ながら富国論」を「世間未だ其の説を主唱するものあるを見ず」と自慢したが、主唱どころか口すること自体が危険な状況であったのだ。国策としての実現可能性は、ほぼ皆無であった。

では、この時期「外国人の来遊促進」に意義を見いだしていた者は、円了の他には誰もいなかったのだろうか。

「坐ながら富国論」の前年、明治20年11月25日の東京商工会（以下、「東商」）例会で「欧米商工業の大勢」と題する講演が行われていた。演者は三井物産社長・益田孝、財界の大物で東商の副会長の職にあった。講演内容は、そっくりそのまま、円了が「想出せし新案」と胸を張った「坐ながら国を富ますの秘法」であった。

（以下、次号）

リーク前に「竊に之を日本新聞社同人に」漏らし、その後も「秘密材料供し」続けたとされる。また「曩に井上馨の条約改正の際も、之を洩せるは小村」ともいう。政府内部も伏魔殿の観を呈していたのである。

新聞の賛否は二分、この「言論の沸騰」に刺激されて「実行運動漸次激烈」となった。「天下は、改正賛成党三分、反対党七分の形勢」となり、「内地開放」については「甚だしきは内地雑居の結果民俗的に弱い日本人は優勝劣敗の原則の下に外国民族の為め淘汰せらる」との極論まで現れた。

政府部内では「法制局長官たる井上毅」も反対に回り、「毎日政府内の秘密」を外部に漏らして回ったという。閣内では先に大隈案に賛同していた伊藤博文や井上馨も「変心」し、条約改正に関する閣議は空転する。10月15日、大隈の要請で御前会議が開かれるが、閣内はまとまらない。翌16日、枢密顧問官が条約改正中止を奏上すると「明治帝〔……〕中止の事に、御決慮あり」との感触を得た。すわやと17日にも閣議が開催されるが、大隈は引き下らない。続く翌18日の閣議で、ようやく条約改正は中止と決せられた。

この日、閣議終了後の午後5時、失意の大隈を乗せた馬車が外務省正門を通りかかった。待ち伏せた玄洋社社員・来島恒喜が爆弾を投げつけ、馬車は粉碎、白煙の中に大隈は倒れ、来島はその場で自害した。大隈は「隻脚を失」い、内閣は倒壊した。

来島の葬儀には「遠近の有志多く来り会し〔て〕二里の間に葬列続〔き〕、沿道の貴賤老若皆出で、之を弔送」した。さらに「死を決して、大事を断行」した「其拳を壮なり」と相撲甚句にも謳われて、九州一円の「歌妓等皆之を歌はざるを恥と」するほど、当時の世にも囃された。

【参考文献】

1. 井上円了「坐ながらにして国を富ますの秘法『日本人』第16、17、20号（明治21年）政教社〈東洋大学井上円了研究会第二部会編『井上円了研究（資料集 第1冊）』（昭和56年）東洋大学〉
2. 井上円了「日本宗教論『日本人』第1、4、6、7、8、12号（明治21）政教社〈東洋大学井上円了研究会第三部会編同上書〉
3. 井上円了『欧米各国 政教日記 上篇』明治22年 哲学書院
4. 『第五回帝国議会 衆議院議事速記録第一、一八、一九号』『官報号外』（明治26年）内閣官報局
5. 『第六回帝国議会 衆議院議事速記録第一号』『官報号外』（明治27年）内閣官報局
6. 外務省監修・日本学術振興会編纂『条約改正関係日本外交文書 別冊 条約改正経過概要 附年表』（昭和25年）日本国際連合協会
7. 薄田貞敬撰・早稲田大学編集部編『通俗日本全史第十九卷 明治太平記 下』（大正2年）早稲田大学



なかじま・けいすけ
奈良県立大学ユーラシア研究センター特任准教授／副センター長。主な著作として、『勅語玄義』に見る奇妙なナショナリズム』東洋大学井上円了研究センター編『論集 井上円了』（2019）教育評論社、「地域経営の視点から見た『平城遷都一三〇〇年祭』』『都市問題研究』第60巻11号（2008）、「もう一つの観光資源論」『日本観光研究学会研究発表論文集 No.29』（2014）、「井上円了の国家構想」『東洋大学井上円了研究センター年報 vol.26』（2018）、「南貞助論—日本の近代観光政策を発明した男」『日本観光研究学会研究発表論文集 No.34』（2019）など。